

(第九部)

第五回 参議院厚生委員会會議錄第十八号

(二五二)

昭和二十四年五月六日(金曜日)

午前十一時四十六分開会

本日の会議に付した事件

○優生保護法の一部を改正する法律案

(谷口彌三郎君外三名発議)

○連合委員会中止の件

○証人喚問に関する件

○委員長(塚本重蔵君) これより委員会を開会いたします。

日程の順序に従いまして、優生保護法の一部を改正する法律案を議題に供します。先ず提案者の説明を願います。

○谷口彌三郎君 優生保護法の一部を改正する法律案に関する提案理由の説明でございますが、優生保護法は昨年の第二回会を通過いたしました。去年の九月十一日から実施になつてゐるのでございますが、同法が施行せられまして以来の実績と、社会情勢の急激な変化に鑑みまして、人工妊娠中絶の施行範囲を拡げる必要に迫られましたことと、受胎調節に關する適正な方法の普及、指導を差当り優生結婚相談所にして貰いたいと思ふことと、並びにいろいろの手続きの簡素化を図りましたために、その基本法規に改正を加える必要が生じたためでございます。

今その内容を少し詳細に説明申し上げますと、本法の第三條の中におきまして、最近精神病並びに遺傳性の趨勢に従ひまして、この改正の機会に、遺傳性の精神変質並びに遺傳性の病的性格といふものを遺傳性精神病質と改めたこととでございます。

第四條の中で別表におきまして、病名を列挙してゐたのでございますが、これを削除いたしまして、時代に即應すべく、厚生大臣の指定いたしました。その指定のときには中央優生保護委員会に意見を聞くことといたします。尚医師が診療の結果強制優生手術を行うことが公益上必要であると認めますときは、審査を「申請すること」ができる」と、医師の任意的判断に任せ「申請しなければならぬ」と医師に義務付けるようにいたしましたのでございます。

次に第十三條の第一号におきまして、その適用範囲を拡大いたしました。で、配偶者にまでも及ぼしたのであります。尙遺傳性の精神病であるとか、遺傳性の精神薄弱とありましたのを、すべての精神病、精神薄弱と拡大されて規定をいたしておるのであります。第二号におきまして、妊娠の継続又は分娩が母体の健康を害するものとしてしたの、従来は分娩によりまして母体の健康を著しく害する虞のある場合でありまして、分娩後一年以内に更に妊娠いたしましたとか、現に数人の子を有しておる者が更に妊娠した場合のみにつきまして、人工妊娠中絶が認められたに過ぎなかつたのでございまして、これらの条件をすべて外しまして、妊娠、分娩が母体の健康を著しく害する場合に、常に地区優生保護委員会が審査決定を経た上で、人工妊娠中絶を行ない得ることとしたのでございまして、尙従前の場合であり

ますと、戸籍謄本などを必要といたしますために、手続が極めて煩雜で、時日を要するといふ關係がございまして、この手続の煩雜の弊を除去し、手続の簡素化を図つた次第でございまして、第三号におきまして「妊娠の継続又は分娩によつて生活が窮乏状態に陥るもの」というのを一考新設いたしました。現下の時勢に即應せしめ、この部分が改正点になつておるのでございまして、現在の優生保護法におきましては、優生学的又医学的及び倫理的見地からする人工妊娠中絶を認めていたものでありまして、経済的理由による人工妊娠中絶には禁じてゐなかつたのであります。然るに本法が実施されて以來経済的理由から人工妊娠中絶を認めよといふ要望が極めて強くありますので、これが要望に應じますことは、他面急激なる人口の増加を抑制するためにも必要であると認めまして、その運用の基準を生活保護法の適用線上に置く趣旨で、生計上困窮状態に陥る者を対象とすることとしたと存じておるのでございまして。

それから第十五條の二は指定医師以外の医師は母体の生命を助けるために緊急止むを得ない場合にのみ人工妊娠中絶を行ふことができるのでありまして、その他は禁止される旨を、解釈上の疑いが生じないように、特に一條を設けまして、明確に規定した次第でございまして。

尙第二十條の優生結婚相談所におきましては、従来は優生知識の普及、向上を図ることを目的としていたものでございまして、今回は更に科学的に受胎調節の普及、指導に當ることを規定したのでありまして、將來は貧困、多産婦とか、生活保護を受けておるような者などには、避妊用資材を無料で配給し得るようになしたものと考へておる次第でございまして。

それから第二十八條の現行法におきましては、この法律の規定による場合の外は優生手術を故なく行つてはならないと禁止いたしまして、レントゲン照射はその効果が不確実でありますために放任してゐたのでありますが、これを應用いたしまして、優生保護法により断種処置をする者が可なり多くなり出でましたので、その弊害を除きますためにこれを禁止しようとしたものでございまして。

以上が改正案の主な点であります。が、優生保護法の運用を適切且つ容易にいたしますために、若干の改正をいたしましたのでございまして。例えば任意の優生手術に關しまして、四親等以内の血族關係にある者の遺傳性疾患につきましては「子孫にこれが遺傳する虞のあるもの」という条件を入れておりましたのを、今回はこの条件を外しまして、單に遺傳性疾患を「有しているもの」というだけに簡素化したのであります。その他地区優生保護委員会の審査決定を経た上で行われます人工妊娠中絶につきましては、本人がその意思を表示することのできない場合には、これまでは後見人、保佐人のみを掲げておりましたが、

その他に親権者の同意についても本人の同意に代へることができるといふことといたしました。更に後見人、保佐人又は親権者のいずれもがいなく、親族の同意を以て本人同意に代へることができ、以上のいずれもがらん場合には本人の同意を必要とせんといふことにいたしましたのであります。

以上がこの改正案の内容でございます。どうぞ慎重御審議を頂きまして、可決確定いたしますようお願いいたします。

○委員(塚本重蔵君) 只今の提案理由並びに修正の説明につきまして、御質疑はございせんか。

○山下善信君 二三の点を伺いたいと思ふのですが、これは非常に画期的な改正をなさるゝとするので、私共も大体において賛意を表するにやぶさかならないものでございまして、大体本法は質の問題に向つての主張が置かれておつて、優生保護法が今回の改正案の重大なる点といたしましては、量の問題にこの改正が及ぼされたといふことにつきましては、非常に画期的なものであると考へるのであります。従ひまして、この第十三條の第一項の三号の問題でございまして、生活窮乏状態に陥るものについて妊娠中絶を許さう。こういう改正点に關しまして伺いたないのであります。只今も提案の理由の御説明にもあつたのでございまして、生活保護法を受ける者を基準にしよう御説明であつたのでございまして、その認定の基準につきましては、どう

いふふうにお考えになつておられましようか。今少し明確に承つて置きたいと思ふのであります。これは非常に大事なことであると思ふます。これは本法の第十三條第二項によりまして、民生委員の意見書に添えまして、地区の優生保護委員会が審査することと相成つておるようでありますが、その民生委員の意見書というものの扱い方の上に重大な関係があると思ふのでありますから、生活窮迫状態に陥るといふことをどの程度を以てさうな状態であるとお考えでありますか。この点を伺いたいと思ふ。これが第一点であります。

第二点は改正案を見まして、判然としたかねますのは、この三号の「妊娠の継続又は分娩によつて生活が窮迫状態に陥るもの」というのは誰が生活窮迫状態に陥るのでございませうか。妊婦が生活窮迫の状態に陥るのであるか。誰が生活の窮迫状態に陥る場合にさういふことなのでございませうか。世帯もありませう。配偶者もありませう。その生活が窮迫状態に陥る者の範囲をどこまで見るのでございませうか。これが第二点であります。先ずこの点を伺いたいと思ふのであります。

○谷口三郎君 只今の御質問にお答えいたします。この第十三條の三号におきまして「生活が窮迫状態に陥るもの」と申しますのを、生活保護法の線に基準を置いておると申しましたのは、実は貧困というのをここに用いたと思ひましたけれど、貧困ではどうもはつきりした線が現われて来ないから、それで現に生活保護法を受けておるような方々に対してはこの項目を適用する、尚その次の「妊娠の継続又は

分娩によつて生活が窮迫状態に陥るもの」今現に陥つておられけれども、妊娠を続けておるといふと、或いは失業をいたしますとか、分娩後仕事ができなくなるといふ関係で、生活が窮迫状態に陥る者、即ち生活保護法に貧困に陥る者といふのを土台にいたしてあります。従つてこの妊娠のみでありませうに、その家族或いは扶養者、その家族が、いわゆる世帯が生活窮迫に陥るような場合を全部この中に入れたといふようなふうな思つてここに掲げてあるのでございませう。

○山下義信君 そういたしますと、現に生活保護を受けていなくても、妊娠、分娩によりまして、そういう状態になるかも知らんといふ場合も本法の適用を受けるということになるのでございませう。

○谷口三郎君 そういふようにならうに考へております。

○山下義信君 その場合に何と申しますか。その夫婦と申しますか。妊婦と申しますか。それが大体素質が相当よろしいといふような者でもやはり本法によりまして妊娠中絶を行わせますか。素質が非常によろしいような夫婦の場合といふような場合には、何らかのお考えはございませうか。

○谷口三郎君 この優生保護法におきましては、先刻のお尋ねにもありましたように、質の改善、質を良くしたいといふのも一つでございませうが、尙養生法でなくて、保護という立場から申しますと、母性の保護といふことを第二に眼目としたしておるわけですが、従つて今現に生活窮迫はしておらずとも、今後するといふような方は、その人の母性を保護するといふ立場からい

たしまして、生活窮迫になれば自然いろいろの点が不完全になつて参るといふたような関係からいたしまして、質を加えるのみならず、母性保護という立場からその点までもやりたいといふようなふうな思つておるわけでありませう。

○山下義信君 これは優秀な質を保存して行くといふことは、これは十分考慮しなければならぬことではないかと思ふのです。若し本法の実施によりまして、いわゆる生活窮迫という下にこれをされるというようになつてしまつた場合に、優秀な質までも皆多く妊娠中絶が行われるということになりますと、民族の優秀性の保存ということの上におきまして、非常な障害を來すのではないかと考へるのであります。この点非常に重大であると思ふのであります。これはたゞ生活が窮迫いたしましたとしても、その質が優秀な者につきましては、その者の生活の窮迫につきましては、他に保護の方法があるのございませうから、質の優秀な者に対しては妊娠中絶につきましては、そこに手心といふものがなければならぬと考へるのでございませうが、それにつきましては、何か運用上に十分御注意に相成るお考えはございませうか、今一度伺つて置きたいと思ひます。

○谷口三郎君 質の優秀なものを保存したいといふのは、この法の最も必要な眼目の一つでございませうので、そういう場合には審議会におきまして十分考慮して貰わなければならぬと思つております。ただ生活が困窮に陥つたといふ場合におきましては、すべての場合にこれは永久避妊をするとかい

うような関係でありませうに、現に起つておる妊娠を中絶するといふだけではありませんので、將來その方が分娩をせんとすることがないのでありますからして、まあ或る点までは経済的理由を以て人工妊娠中絶をさせたいといふようなふうな考へておるのであります。

○山下義信君 民生委員がいゆる承諾しなかつたといふような場合には、直接地区の優生保護委員会に訴える途でも開けておりますか、すべて民生委員の意見書に左右されるということに相成るのでございませうか、民生委員の意見書と地区の優生保護委員会の意見とが相違するといふような場合にはどちらをお取りになりますか。お考えでございませうか、その点を伺いたいと思ひます。

○谷口三郎君 地区の優生保護委員会に對しまして、只今のような場合には民生委員が必ず意見書を附けて出して貰ふことにいたしておるのであります。従つて民生委員の意見書が出まさんとすると、地区優生保護委員会としては何ともしようがないのでございませう。今後は民生委員の方々に十分こゝろをこめて理解して頂いて、成るべく法の精神が徹底したしすようにしたいと存じておるのであります。とにかく民生委員の意見書がなければ優生保護委員会としては何ら手を付けられないのでございませう。

○山下義信君 この民生委員が第三号に該当するかしらぬかといふことを認定するわけなんぞ、そこで民生委員の考へ方、所見が事実と相違したといふ場合、本人がこの第三号の該当者だといふ、こゝろの民生委員の認定と本人の考へと相反した場合には、本人が

直接優生保護委員会に申出て審査をして貰うといふ途がなければ完全でないように考へるのであります。その点何か運用上でもお考えになりますか。これはございませうか。

○谷口三郎君 この点は民生委員が非常に重大な関係を持つておるのであります。本人は特に希望しておるが、民生委員が意見書を書いて呉れんといふような場合もきつと起つて来るといふようなことも考へられておりますが、運営の方面におきまして、できるだけ民生委員にはこゝろをこめて十分徹底するように、各地でいろいろ指導をしたり、或いは相談をしたおるような機会を作りたいと存じておるのでございませう。尚又民生委員が、或る人の場合にはどうしても行かなかつたといふような場合には、或いは外の民生委員に又一度頼んで見て、それはちつとも構へんと思つておるのであります。

○山下義信君 次は受胎調節の指導は、優生結婚相談所をして行わしめようとする第二十條の改正であります。これは提案者のお考えでは受胎調節に関する普及指導等はすべて優生結婚相談所一本に限らうといふお考えでありますか、或いは優生結婚相談所以外でもこの受胎調節に関する普及指導といふようなことをいたしてもよろしいといふお考えでございませうか。その点を伺いたいと思ひます。

○谷口三郎君 受胎調節につきましては、只今ここに優生結婚相談所の中におられる方々でこれを指導して頂くといふふうなことをいたしておるのであります。とにかく現在人口問題審議会な

すが、とにかく現在人口問題審議会な

上の規則が何かの中に、そういう運営上の規定を存置される考えでございすか。その点は如何でございまいようか。尙本法の普及につきまして、特に必要と考えられるのは、労働者階級であると思いますが、労働者階級に本法の趣旨が適切に普及されるにつきまして、何らかの方法をお考えになつておりまするか、どうでありますか。この二点を最後に伺つて置きたいと思ひます。

○谷口彌三郎君 只今のお話の中で、現行法では「現に教人の子を有し」とか或いは「分娩後一年以内」の者というような項目を置いておりましたのでございしますが、今回それを省くことにいたしましたのは、実は戸籍謄本が揃

取ろうとします場合には、戸籍謄本を
日がかかりますし、手数料がかかります
ために、その結果やはりこれをせんけ
れば健康を害するような者が、そのま
ま妊娠を継続しているという場合が可
なり多数にありますので、この際とて
いうような手続簡素と同時に、健康を
害するというような場合には、一應で
きるだけ人工流産をするといった方面
に待つて行つた方がよいと思ひまし

第二に労働者階級方面において大いに徹底する必要があると認めてお話で、これは至極必要だと認めておるのでございます。従つて各地におきましては、指定された医者が母性保護医協会というのを各府縣に作りま

で、その間に、国会が閉じられた。

11

て、或いは労働者方面とか、或いは貧困者方面とか、又は民生委員の方とかいつた方面に進んで出て参りまして、この法の趣旨を徹底させるようにしているのをごさいます。従つてそういうような会を組織いたしまして、現に徹底させようとしたしているような状況でございます。

○山下義信君 今の最後の労働者階級への何といひますが、本法の適正な運用につきまして御協力願わなければならんことは、母性保護協会ですか、そういう協会によりまして御協力願うのも結構でございますが、私共の希望いたしますことは、この妊娠中絶というやうなことに付いての手術料といひますか、治療といふものが極めて安値に行われる、場合によつては無料で行われるといふことがなければ、如何に法は完全でござい、その趣旨は大体において妥當でありまして、実行するといふ場合におきまして、費用が嵩むといふことに相成りましたのでは、これは本法の折角の改正の趣旨は空文に帰すると思つてあります。従いまして、この妊娠中絶の手術料或いは受胎調節に関する費用であります、要するところ本法の改正の趣旨を徹底せしめて、折角のこの改正の特長を有効ならしめるためには、その点に十分考慮する必要があるのではないかと考へるものであります、この点提案者におきましては考へてございせんか。

○谷口彌三郎君 只今のいわゆる費用につきましては、これは私共母性保護協会などにおきまして、こういうふうにしたしておるのでございます。従来はこの人口妊娠中絶は、殊に闇で行われた時代には非常に費用が高かつ

たのでございます。これはどうしても安くせんければならんと思ひまして、普通人口妊娠中絶は千五百円程度にいたしまして、余程ひどい場合でも二千元という程度にして、決して高く取らんやうにしようことを一般に互いに自衛自戒させておるのでございます。向これは幸いにいたしまして、社会保険におきまして、普通社会保険は御承知のように治療の場合のみやつておつたのでござい、こういうふうな予防的の手術も社会保険でやることのできます、尚生活保護法でこの費用を拂つて頂くことが出来ますので、特に民生委員などに説明いたします場合には、貧困者であつて生活保護を受けておる方は、それによつて費用は出るのだから安心して治療を受けるやうにしようなことを勧めるやうにいたしておるのでございます。

○委員長(根本重蔵君) 一時半まで休憩したいと思ひますが、如何でございましょう。

○堀井伊介君 短時間にもつと尋ねたいと思ひます。

○委員長(根本重蔵君) 質疑を続けま

す。堀井伊介君 この改正法律案の実施に伴ひまして、その運用上政府当局として何か考へになつておることがあります。一應それを伺いたいと思ひます。

○政府委員(三木行治君) この改正法律案は二、三の点で、法施行者としての私共の立場から申しますならば、やりよくなつた点があるのではありません、その点は結構でございますが、この改正法律案の第十三條第三号の「妊娠の継続又は分娩によつて生活が窮迫

状態に陥るもの」という、これを實際に適用する場合でございますが、それらの点につきましてはなかくむずかしいのではないかと考へます。それから第十五條の二の「医療行為としてでも」というのがありますが、医師の正当業務としてもやれないといふのはどういふことであるかといふやうな点で、立法者の御意向を伺つて置きたい点が二、三あるのであります。

○堀井伊介君 時間を取つて済みませんが、序でにその点を聞かせて頂きたいと思ひます。政府とこの立法者の間におきましての……

○谷口彌三郎君 この第十三條の第三号につきまして「生活が窮迫状態に陥るもの」といふ表現が非常に困難をいたしまして、教回いろ／＼の方に協議を願つた結果、まあ生活が窮迫状態に陥るもの、即ち先刻申しましたやうに、生活保護法によるやうにぐらゐに置こうといふやうなふうにいたしておるのですから、当局におかれても是非そのやうな部分を委員である地区の母性保護委員会に徹底するやうに御説明願ひたいと思ひます。それから第十五條の二の「医療行為としてでも」といふのは、この字は要らんやうなふうに私共も思つておつたのでござい、けれども、法制方面の方々といひましては、例えば医師が肺結核の患者を診断した場合に、肺結核はどうせ妊娠、分娩当りにも悪くなりますからして、そういう場合には医師の正当業務としてこれまではやれておつたのですけれども、それを今回は特に指定医でなければならん、母性保護の立場から指定医を用いるといふことにいたしましたために、緊急避難行為以外は医療

行為としてでも行つちやならんというやうなふうにいたしておるのであります。

○政府委員(三木行治君) 第三号の「妊娠の継続又は分娩によつて生活が窮迫状態に陥るもの」といふこの解釈であります、現に生活保護を受けておらなくても、妊娠を継続し又は分娩によつて生活が窮迫状態に陥る。そこでこれは民生委員が先を見越して決心をしなければならんのであります。その点を言うことはやさしいのでござい、私共がこれを地方末端まで徹底いたしますためにどういふやうな筋を引くかといふことが、実はなかくむずかしいのであります。それから一つは、この妊娠の継続又は分娩といふことだけが理由になつておりますが、生活窮迫は家庭に病人ができた、主人が失業したといふやうな場合は、これは適用できないのでござい、しようか。適用いたすのでござい、しようか。それから第十五條の二でござい、今谷口委員の御説明になりましたやうなことは、これは異議ござい、ま、例へば今子宮筋腫がある。そこで手術をして見たところが妊娠しておつた。こいつはどうしても妊娠中絶をやるといふやうな結果になるのでござい、ま、そういうのは医師の正当業務であつてもそこで腹を閉じて、他の指定医に渡さなければならんものであるかどうか。そういう点についても私は若干の疑義があるのでござい、ま。

○谷口彌三郎君 只今の十三條の三号は、現在はそのやうなことも、継続又は分娩によつて生活が窮迫状態に陥るものと申しますのは、本人並びにその主人とか配偶者などを一緒に含めて、おる、そしてやりたいといふやうなふうに思つておるのでござい、ま。それから第二号の方の子宮筋腫の場合には、これはこれ以前からもう申しておつたのですが、子宮筋腫を治療するのが目的であつて人工妊娠中絶というのが目的でなしにやる場合は、医師の正当業務としてやつてかまわんといふやうなふうに私は解釈しております。

○政府委員(三木行治君) これは私共が法の施行者としていふよりも、法の施行をやつております者の立場から、若しお許しを得られますならば、希望を述べまして頂きたいと思ひ、あります。いふのは、この生活困難という問題で、生活困難を理由として妊娠中絶を認めておる國は世界中にならぬのでござい、ま、又これをやるやうなことになるやうな、宗教的にも社会経済的にも、いろ／＼な問題が実はあると思ひます。それで國會で決めたことになりましてこれが法律として施行せられますならば、私共は当然それは忠実にやらなければならぬのでござい、ま、立法者の御意思を伺ひまして、尚且つ法を施行するに當つてデリケートな問題につきましては、やはり世論に動かされるやうなことになると思ひます。勿論國會が世論を代表しておられることは言までもないことではありますから結構であります、ただ、いふやうな論議をせられておりますといふ実情を考へてみますと、やはり公論会のようなものでもおやり頂いたならば、それらの状況等も伺ひまして、細かい点で私共法を施行するに當つて実情に即するやうに

行われた時代には非常に費用が高かつ

ゐるのだから、かように考えるの

であります。一言、これは私共とし

て言うべきことではないかも知れませ

んが、若し許されずならば、一言希

望を述べさして頂きたいと考えます。

○谷口三郎君 只今の生活窮乏状態

というふうな経済的理由を元として人

工振振中絶をすることができない、世

界中にそれが無いというふうなことを

実は考えましたので、前回の第二回会

においては貧困とか窮乏状態というよ

うなものを押し切らずにおつたのであ

ります。ところが、この法が実施され

まして以来、世界にないか知らんが、

日本がこういう貧困状態に、こういう

困難な状態になつておるのは、世界中

でどこにもあつてはせんじやないか。従

つてこの際には是非とも貧困を、経済

的方面を主として法を作つて貰わね

ば、これが入らんと折角のこの十三條

の項目は何にもならんという世論が非

常に激しいのと、各地から陳情書、請

願書とか、或いは決議文とか、いろいろ

の來ました結果、どうしてもこの際は

この貧困を主として人工振振中絶を

許すという範圍を窄めなければならん

という關係から、作つておるのであり

まして、この点を認めるというこ

は、世界で初めてこういう方面にまで

進んだといふことになつておるのであ

りますから、どうぞその点を御了解願

います。

○堀井伊介君 さつき山下委員が指摘

されました十三條の第三号は誠に重大

なものだと思ふのでありまして、生活

事情が悪くてそして優生學的見地から

素質が惡ければ、これは當然問題はあ

りませんが、貧乏であつても素質のい

い者と、一方生活に余裕がある者でも

素質が惡くて低能者でも生み出す、そ

の二矛盾があるわけでありますから、

この点につきましてはこの施行法がな

んかで、山下委員の言われましたよう

な意味においての注意的な取扱事項が

決めて欲しいと思ひます。それは決め

られるかどうかということ、今一つ

はこれは誠に細いことでありまして

が、十五條の二の「人工振振中絶を行

うことができない。これは文字の上な

んですけれども、要に皮肉に考えます

と、できないことが俺はできるぞとい

つたような意味にも取れるわけなんで

す。だから、これはやはり行なつては

ならないといつたふうにしなれば皮

肉に受取られることはないか、こうい

うことなんでありまして。その点どうで

しよう。

○谷口三郎君 只今の十三條第三号

でございますが、先刻山下委員からお

話があつたように、又只今堀井委員の

お話のように、優秀な者が妊娠してお

る場合にはそれは大いに考えなければ

ならないのではないかと御質問で

すが、それは至極必要だと存じており

ます。貧困必ずしも劣性というわけに

は参りませんが、なか／＼いいものお

のでありますから、これは又運用の委

員会の方面で、特に優秀というよう

な場合には考へて呉れというようにな

るも言うてお願いしてもいいと思ひま

す。ただ併しこの点優秀とか、優秀でな

いとかいふことの判定が又非常に困難

になりますので、やはり或る程度生活

窮乏といふことを主題にせんければな

らんと存じておるのであります。それ

から第二の「人工振振中絶を行ふこと

ができない」といふのを「行つてはな

らない」といふ文句は、その方がよく

分るように思ひますけれども、これで

も分らんことはないと思ひますから、

如何でございませうか。

○委員長(堀井伊介君) ちよつとお諮

りいたしますが、大蔵委員会との連合

委員会は中止することに御異議ござ

いせんか。

○委員長(堀井伊介君) 御異議ないと

認めます。

○山下義信君 優生保護法の一部を改

正する法律案につき、証人を喚問する

ことにし、日時及び人選は委員長に一

任する動議を提出いたします。

○委員長(堀井伊介君) 只今の山下委

員の御動議に御異議ございませんか。

○委員長(堀井伊介君) 御異議ないと

認めます。

○委員長(堀井伊介君) 山下委員の動

議の通り証人を喚問することにし、日

時及び人選は委員長に一任することに

決定いたしました。それでは本日はこ

れにて散会いたします。

午後零時四十三分散会

出席者は左の通り。

委員長 堀井伊介君

理事 谷口三郎君

委員 堀井伊介君

山下義信君

中山義彦君

竹中七郎君

井上なつあ君

小杉イ子君

政府委員 厚生 坂官

警察 三木 行治君

(公衆衛生局長)

四月二十七日予備審査のため、本委員

会に左の事件を付託された。

一、児童福祉法の一部を改正する法律

案 児童福祉法の一部を改正する

法律案 児童福祉法の一部を改正する法律

児童福祉法(昭和二十二年法律第百

六十四号)の一部を次のように改正す

第七條、第二十七條、第三十四條第

二項及び第五十條第七号中「保育施設

の下に、百ろうあ児施設」を加える。

「第二節 児童福祉委員会」を「第二

節 児童福祉審議会」に改める。

第八條及び第九條を次のように改め

る。

第八條 児童及び妊娠婦の福祉に關す

る事項を調査審議するため、中央兒

童福祉審議会及び都道府縣児童福祉

審議会を置く。

都道府縣児童福祉審議会は、都道

府縣ごとに、これを置く。

市町村特別区を含む。以下同じ。

は、第一項の事項を調査審議するた

め、市町村児童福祉審議会を置くこ

とができる。

中央児童福祉審議会は、厚生大臣

の、都道府縣児童福祉審議会は、都

道府縣知事の、市町村児童福祉審議

会は、市町村長(特別区の区長を含

む。以下同じ)の管理に属し、夫々

その諮問に答へ、又は関係行政機關

に意見を具申することができる。

児童福祉審議会は、特に必要があ

ると認めるときは、関係行政機關に

對し、所屬職員の出席説明及び資料

の提出を求めることができる。

児童福祉審議会は、必要に應じ、

相互に資料を提供する等常に緊密な

連絡をとらなければならない。

第九條 中央児童福祉審議会は、委員

四十五人以内で、都道府縣児童福祉

審議会及び市町村児童福祉審議会

は、委員二十人以内で、これを組織

する。

児童福祉審議会において、特別の

事項を調査審議するため必要がある

ときは、臨時委員を置くことができ

る。

児童福祉審議会の委員及び臨時委

員は、関係行政機關の官吏又は吏

員、児童の保護、保健その他福祉に

關する事業に従事する者及び学識経

驗のある者の中から、厚生大臣、都

道府縣知事又は市町村長が、夫々こ

れを命じ、又は委嘱する。

児童福祉審議会に、委員の互選に

よる委員長及び副委員長各一人を置

く。

第十條中「及び委員長」を「委員長

及び副委員長」に改め、「児童福祉委員

会」を「児童福祉審議会」に改める。

第十一條第三項を次のように改め

る。

児童福祉司は、都道府縣知事の定

める担当区域により、前項の職務を

行ひ、担当区域内の市町村長に協力

を求めることができる。

第十二條第一項中(特別区を含む。

以下同じ)を削り、同條第二項を次の

ように改める。

児童委員は、児童及び妊娠婦につ

き

五

き、常にその生活及び環境の状態をつまびらかにし、その保護、保健その他福祉に關し、援助及び指導をするとともに、児童福祉の行う職務に協力するものとする。

第十二條第四項を次のように改める。

児童委員は、その職務に關し、都道府縣知事の指揮監督を受ける。

第十三條を次のように改める。

第十三條 市町村長は、第十一條第二項又は第十二條第二項に規定する事項に關し、児童福祉司又は児童委員に必要な状況の通報及び資料の提供を求めることができる外、児童福祉司に必要な援助を求め、児童委員に必要な指示をすることができる。

児童福祉司及び児童委員は、その担当区域内における児童又は妊娠婦に關し、必要な事項につき、その担当区域を管轄する児童相談所長又は市町村長にその状況を通知し、併せて意見を述べなければならない。

児童委員が、児童相談所に前項の通知をするときは、市町村長を経由するものとする。

児童相談所長は、その管轄区域内の児童福祉司又は児童委員に必要な調査を委嘱することができる。

第十九條第一項及び第二項中「医師」の下に「歯科医師」を加える。

第二十條本文を次のように改める。

妊娠した者は、速やかに、医師又は助産婦の妊娠証明書を添え、特別区においては保健所長を経て都知事に、保健所法第一條の規定に基く政令で定める市においては保健所長を経て市長に、その他の市町村においては市町村長に妊娠の届出をしなければならない。

第二十一條第二項中「医師」の下に「歯科医師」を加える。

第二十二條第二項中「医師」の下に「歯科医師」を加える。

第二十三條但書を次のように改める。

但し、附近に母子寮がない等やむを得ない事由があるときは、適当な施設への入所のあつた、生活保護法の適用等適切な保護を加えなければならない。

第二十四條但書を次のように改める。

但し、附近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他適切な保護を加えなければならない。

第二十五條但書を次のように改める。

但し、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。

この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

第二十六條第一項中「前條の規定による通告」の下に「又は少年法第十八條第一項の規定による送致」を加える。

第二十七條第一項中「前條第一項第一号の規定による報告」の下に「又は少年法第十八條の規定による送致」を加え、同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項中「児童に親権者があるときは」の下に「前項の場合を除いては」を加え、同條第一項の次に次の一項を加える。

都道府縣知事は、少年法第十八條第二項の規定による送致のあつた児童につき、前項の措置をとるにあつては、家庭裁判所の決定による指示に従わなければならない。

第二十七條の次に次の一條を加える。

第二十七條の二 都道府縣知事又は児童相談所長は、たまたま児童の行動の自由を制限し、又はその自由を奪うような強制的措置を必要とするときは、第三十三條及び第四十七條の規定により認められる場合を除き、事件を事件を家庭裁判所に送致しなければならない。

第二十八條第一項中「前條」を「第二十七條」に改める。

第三十條及び第三十一條を次のように改める。

第三十條 四親等内の児童以外の児童を、その親権者からはなして、自己の家庭（單身の世帯を含む）に、三箇月（乳児については、一箇月）を越えて同居させる意思をもつて同居させた者又は継続して二箇月以上（乳児については、二十日以上）同居させた者（法令の定めるところにより児童を委託された者及び児童を単に下宿させた者を除く）は、同居を始めた日から三箇月以内（乳児については、一箇月以内）に、命令の定めるところにより、市町村長を経て、都道府縣知事に届け出なければならない。但し、その届出期間内に同居をやめたときは、この限りでない。

前項に規定する届出をなした者が、その同居をやめたときは、同居をやめた日から一箇月以内に、命令の定めるところにより、市町村長を経て、都道府縣知事に届け出なければならない。

保護者は、経済的理由等により、児童をそのもとにおいて養育しがたいときは、児童相談所、児童福祉司又は児童委員に相談しなければならない。

都道府縣知事は、里親及び第一項に規定する者に、児童の保護について、必要な指示をし、又は必要な報告をさせることができる。

第三十一條中「第二十七條第一項第三号の規定により」の下に「養護施設を、養育施設」の下に「育ちあひ施設」を加える。

第三十四條第一項に次の二号を加える。

八 成人及び児童のための正当な職業紹介の機関以外の者が、営利を目的として、児童の養育をあつて旋する行為。

九 児童が四親等内の児童である場合及び児童に対する支配が正当な雇用関係に基くものであるか又は家庭裁判所、都道府縣知事又は児童相談所長の承認を得たものである場合を除き、児童の心身に有害な影響を與える行為をさせる目的をもつて、これを自己の支配下に置く行為。

第二章中第三十四條の次に次の一條を加える。

第三十四條の二 國及び都道府縣以外の者であつて児童福祉事業を行う施設（この法律で定める児童相談所及び児童福祉施設を除く。）を設置するものは、その事業の開始前に、命令の定めるところにより、都道府縣知事に届け出なければならない。

第一項に規定する届出をなした者が、その施設を廃止したときは、廃止した日から十日以内に、命令の定めるところにより、都道府縣知事に届け出なければならない。

前項の児童福祉事業の範圍は、政令でこれを定める。

都道府縣知事は、命令の定めるところにより、第一項の施設の設備及び運営に關し、その施設の長に對し、必要な報告をさせることができる外、児童の福祉に關する事務に従事する吏員に、実地につき監督をさせ、児童の福祉に欠けるところがあると認めるときは、その施設の設置者に對し、必要な改善を命ずることができる。

第三十五條第二項中「行政廳を、都道府縣知事」に、同條第三項中「地方児童福祉委員会」を「都道府縣児童福祉審議会」に改め、同條に次の一項を加える。

市町村その他の者は、児童福祉施設を廃止し、又は休止しようとするときは、命令の定めるところにより、都道府縣知事の承認を受けなければならない。

第三十九條に次の一項を加える。

保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、日保護者の委託を受けて、その他の児童を保育することができる。

第四十三條の次に次の一條を加える。

第四十三條の二 育ちあひ施設は、育ちあひ（強度の弱視児を含む。）又は育ちあひ（強度の難聴児を含む。）を入所させて、これを保護するとともに、独立生活に必要な指導をすることを目的とする施設とする。

第四十五條中「中央児童福祉委員会」を「中央児童福祉審議会」に改める。

第四十六條第二項中「その改善を命じ、」を「その施設の設置者に対し、必

要な改善を命じ、に、「児童福祉委員会」を「児童福祉審議会」に改める。
第四十八條第一項及び第五十四條中「及び療育施設」を「療育施設及び盲ろうあ児施設」に改める。
第四章第五十條の前に次の一條を加える。

第四十九條の二 國庫は、市町村長又は都道府県知事が、第二十二條から第二十四條まで又は第二十七條第一項第三号に規定する措置により、國の設置する児童福祉施設に入所させた者につき、その入所後に要する費用を支弁する。

第五十條第一号を次のように改める。
一 都道府県児童福祉審議会に要する費用

第五十條、第五十一條及び第五十三條中「負担」を「支弁」に改める。
第五十一條第一号中「第二十二條から第二十四條まで」を「第二十二條、第二十三條本文及び第二十四條本文」に改め、同條に次の一号を加える。

三 市町村児童福祉審議会に要する費用
第五十二條から五十五條までの各條中「補助」を「負担」に改める。
第五十六條第一項及び第二項を次のように改める。

主務大臣は、第四十九條の二に規定する費用を、都道府県知事は、第五十條第六号から第八号までに規定する費用を、市町村長は、第五十一條第一号に規定する費用を、夫と本人又はその扶養義務者から徴収しなければならぬ。

前項に規定する費用の徴収に当り、市町村長において、児童福祉司

又は児童委員の意見を聞き、本人及びその扶養義務者がその費用の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、当該費用は、前項の区分に従い、國、都道府県又は市町村が代つて負担しなければならぬ。

第五十六條第二項の次に次の一項を加える。

保護を受ける者、同居の配偶者、直系尊属又は直系卑属が、一年以上引き続いて居住する市町村は、前項の規定により都道府県が代つて負担する費用の十分の一を負担しなければならない。

第五十八條第一項中「行政廳」を「都道府県知事」に改め、第二項を次のように改める。

第三十六條から第四十四條までの各條に規定する業務を目的とする施設であつて第三十五條第二項の認可を受けず若しくは前項の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたもの又は第三十四條の二に規定する施設であつて同條第四項の命令に違反し、且つ、その設備及び運営が児童の福祉に著しく有害であると認められるものについては、都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会の意見を聞き、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。
第六十條第二項中「第七号」を「第七号から第九号まで」に改める。
第六十二條に次の一項を加える。

第三十條第一項又は第三十四條の二第一項に規定する届出を怠つたに ついても、前項と同様とする。
第六十二條の次に次の一條を加える。

第六十二條の二 第四十六條第二項又は第五十八條第二項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令に違反した者は、これを六箇月以下の懲役若しくは禁錮又は一万円以下の罰金に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第三十四條の二の規定は、この法律施行の日から一箇月を経過した日から施行する。

2 第三十四條の二の規定施行の際、現に同條第一項に規定する施設を設置している者は、その日から十日以内に同條に規定する届出をしなければならない。

3 前項に規定する届出を怠つた者については、第二十六條の規定を準用する。

4 第三十條第一項に規定する者で同條第一項による届出期間が昭和二十四年八月三十一日までに満了するものについては、その届出期間は、同年同月一日から同年同月三十一日までとする。但し、同年同月三十一日までに同居をやめた者は、届出をなすを要しない。

四月三十日本委員会に左の事件を付託された。

一、死体解剖保存法案
二、衛生保護法の一部を改正する法律案(谷口彌三郎君外三名発議)

死体解剖保存法案

死体解剖保存法
第一條 この法律は、死体(妊娠四月以上の死胎を含む。以下同じ。)の解剖及び保存並びに死因調査の適正を期することによつて公衆衛生の向上

を図るとともに、医学(歯学を含む。以下同じ。)の教育又は研究に資することを目的とする。

第二條 死体の解剖をしようとする者は、あらかじめ、解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 死体の解剖に關し相當の學識技能を有する医師、齒科醫師その他の者であつて、厚生大臣が適當と認定したものがある場合

二 医学に關する大學(大學の學部を含む。以下同じ。)の解剖學、病理學又は法医学の教授又は助教が解剖する場合

三 第八條の規定により解剖する場合

四 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一號)第百二十九條(第二百二十二條第二十項)において準用する場合を含む。第百六十八條第一項又は第二百二十五條第一項の規定により解剖する場合

五 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三號)第二十八條第一項又は第二項の規定により解剖する場合

保健所長は、公衆衛生の向上又は医学の教育若しくは研究のため特に必要があると認められる場合でなければ、前項の規定による許可を與えてはならない。

3 第一項の規定による許可に關して必要な事項は、省令で定める。

第三條 厚生大臣は、前條第一項第一号の認定を受けた者が左の各号の一に該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 醫師又は齒科醫師がその免許を取り消され、又は医業若しくは齒科医業の停止を命ぜられたとき。
二 この法律の規定又はこの法律の規定に基づく省令の規定に違反したとき。

三 罰金以上の刑に処せられたとき。

四 認定を受けた日から五年を経過したとき。

第四條 厚生大臣は、第二條第一項第一号の認定又はその認定の取消を行うに當つては、あらかじめ、死体解剖資格審査会の意見を聞かなければならない。

2 厚生大臣は、第二條第一項第一号の認定をしたときは、認定証明書を交付する。

3 第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關して必要な事項は、省令で定める。

第五條 厚生大臣の諮問に應じて、第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に關する事項を調査審議させるために、厚生大臣の監督に属する死体解剖資格審査会(以下審査会という。)を置く。

2 審査会の構成、委員の任期、議決の方法その他審査会に關し必要な事項は、政令で定める。

第六條 第二條第一項各号の一に該当する場合においては、死体の解剖をした地の保健所長にその旨を届け出なければならない。但し、医学に關する大學若しくは医療法(昭和二十三年法律第二百五號)の規定による総合病院(以下総合病院という。)に於いては、解剖又は第八條の規定に

よつてした解剖については、この限りでない。この場合においては、その大学の若しくは総合病院の長又はその監察医は、一月（身体の正常な構造を明らかにするための解剖については三月）ごとにこれを取りまとめ、遅滞なくその所在地又は解剖地の都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出に關し必要な事項は、省令で定める。

第七條 死体の解剖をしようとする者は、その遺族の承諾を受けなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。

一 死亡確證後三十日を経過しても、なおその死体について引取者のない場合

二 二人以上の医師（うち一人は歯科医師であつてもよい。）が診療中であつた患者が死亡した場合において、主治の医師を含む二人以上の診療中の医師又は歯科医師がその死因を明らかにするため特にその解剖の必要を認め、且つ、その遺族の所在が不明であり、又は遺族が遺族の地に居住する等の事由により遺族の承諾の判明するのを待つては、その解剖の目的がほとんど達せられないことが明らかなる場合

三 第二條第一項第三号又は第四号に該当する場合

四 食品衛生法第二十八條第二項の規定により解剖する場合

第八條 政令で定める地を管轄する都道府県知事は、その地域内における傳染病、中毒又は災害により死亡し

た疑のある死体その他死因の明らかでない死体について、その死因を明らかにするため監察医を置き、これに検査をさせ、又は検査によつても死因の判明しない場合には解剖をすることができ、但し、死体又は死体の疑がある死体については、刑事訴訟法第二百二十九條の規定による検視があつた後でなければ、検査又は解剖をすることができない。

2 前項の規定による検査又は解剖は、刑事訴訟法の規定による検証又は鑑定のための解剖を妨げるものではない。

第九條 死体の解剖は、特に設けた解剖室においてしなければならない。但し、特別の事情がある場合において解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けた場合及び第二條第一項第四号に掲げる場合は、この限りでない。

第十條 身体の正常な構造を明らかにするための解剖は、医学に關する大学において行うものとする。

第十一條 死体を解剖した者は、その死体について犯罪と關係のある異状があると認めるときは、二十四時間以内に、解剖をした地の警察署長に届け出なければならない。

第十二條 引取者のない死体については、その所在地の市町村長（東京都の区に存する区域、大阪市、京都市、横浜市、名古屋市及び神戸市においては区長とする。以下同じ。）は、医学に關する大学の長（以下学校長という。）から医学の教育又は研究のため交付の要求があつたときは、その死亡確證後、これを交付することができる。

第十三條 市町村長は、前條の規定により死体の交付をしたときは、学校長に死体の交付証明書を交付しなければならない。

2 前項の規定による死体交付証明書の交付があつたときは、学校長の行う埋葬又は火葬については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第五條第一項の規定による許可があつたものとみなし、死体交付証明書は、同法第八條第一項の規定による埋葬許可証又は火葬許可証とみなす。

第十四條 第十二條の規定により死体の交付を受けた学校長は、死亡の確證後三十日以内に引取者から引渡の要求があつたときは、その死体を引き渡さなければならない。

第十五條 前條に規定する期間を経過した後に引取者も、死者の相続人その他の死者と相當の關係のある引取者から引渡の要求があつたときは、その死体の全部又は一部を引き渡さなければならない。但し、その死体が特に得がたいものである場合において、医学の教育又は研究のためその保存を必要とするときは、この限りでない。

第十六條 第十二條の規定により交付する死体についても、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）に規定する市町村長は、遅滞なく、同法所定の手続（第七條の規定による烟火葬を除く。）を行わなければならない。

第十七條 医学に關する大学又は総合病院の長は、医学の教育又は研究のため特に必要があるときは、遺族の承諾を得て、死体の全部又は一部を

標本として保存することができる。

2 遺族の所在が不明のとき、及び第十五條但書に該当するときは、前項の承諾を得ることを要しない。

第十八條 第二條の規定により死体の解剖をすることができるときは、医学の教育又は研究のため特に必要があるときは、解剖をした後その死体（第十二條の規定により市町村長から交付を受けた死体を除く。）の一部を標本として保存することができる。但し、その遺族から引渡の要求があつたときは、この限りでない。

第十九條 前二條の規定により保存する場合を除き、死体の全部又は一部を保存しようとする者は、遺族の承諾を得、且つ、保存しようとする地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 遺族の所在が不明のときは、前項の承諾を得ることを要しない。

第二十條 死体の解剖を行い、又はその全部若しくは一部を保存する者は、死体の取扱に當つては、特に注意を失わなうに注意しなければならない。

第二十一條 学校長は、第十二條の規定により交付を受けた死体については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法第十一條及び第十三條の規定にかかわらず、その運搬に關する諸費、烟火葬に關する諸費及び墓費であつて、死体の交付を受ける際及びその後必要としたものを負担しなければならない。

第二十二條 第二條第一項、第十四條又は第十五條の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第二十三條 第六條、第九條又は第十九條の規定に違反した者は、二万円以下の罰金に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。但し、第二條第一項第一号の認定及び審査に關する部分は、公布の日から施行する。

2 大学等へ死体交付に關する法律（昭和二十二年法律第百十号。以下旧法という。）及び死因不明死体の死因調査に關する件（昭和二十二年厚生省令第一号。以下旧令という。）は、廃止する。

3 旧令第二條第一項の規定による監察医は、第八條の規定による監察医とみなす。

4 旧法第一條の規定による死体交付の要求は、第十二條の規定による死体交付の要求とみなす。

5 旧法第一條の規定によつて都道府県知事が交付した死体は、第十二條の規定によつて交付したものとみなす。

6 旧法第二條又は第四條の規定による引取者からの引渡の要求は、第十四條又は第十五條の規定による引取者からの引渡の要求とみなす。

7 この法律施行の際現に標本として保存されている死体については、第十九條の規定を適用しない。

8 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十八條の規定により大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校として、その存続を認められた大学又は専門学校は、第二條第一項第二号、第六條第一項、第十條

遺傳性精神病は、その種類により死亡し、
傳染病、中毒又は災害により死亡し
ることがある。
二項第二号、第六條第二項、第十條

又は第十二條の規定による大学とみなす。
優生保護法の一部を改正する法律

優生保護法の一部を改正する法律
優生保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項第一号中「遺傳性精神病變質症、遺傳性病的性格」を「遺傳性精神病質」に改め、同項第二号中「遺傳性精神病質」を「遺傳性病的性格」に改め、且つ、
「遺傳性精神病質」に「有し、且つ、子孫にこれを遺傳する虞のあるもの」を「有しているもの」に改める。
第四條中「前條の同意を得なくとも」を削り、「別表に掲げる疾患」を左に掲げる疾患で厚生大臣の指定するものにし、「申請することができ」を「申請しなければならない」に改め、同條に次の五号を加える。

- 一 遺傳性精神病
 - 二 遺傳性精神病變質
 - 三 顯著な遺傳性精神病質
 - 四 顯著な遺傳性身体疾患
 - 五 顯著な遺傳性畸形
- 第十三條第一項中第一号から第三号までを次のように改める。
一 本人又は配偶者が精神病又は精神薄弱であるもの
二 妊娠の継続又は分娩が母体の健康を著しく害するもの
三 妊娠の継続又は分娩によつて生活が窮乏状態に陥るもの
同條第二項中「第一号から第三号」を「第一号又は第二号」に、「第四号」を「第三号又は第四号」に改め、同條第三項を次のように改める。

- 3 第一項の同意には、第三條第二項の規定を適用する。
4 本人がその意思を表示することができない場合において、親権者、後見人又は保佐人があるときは、親権者、後見人又は保佐人の、親権者、後見人又は保佐人がないときは、親族の同意をもつて本人の同意に代えることができ、そのいずれもないときは、本人の同意を必要としない。
第三章第十五條の次に次の一條を加える。
（指定医師以外の医師の人工妊娠中絶）
第十五條の二 指定医師以外の医師は、母体の生命に対する現在の危険を避けるため緊急やむを得ない場合の外は、医療行為としてでも、人工妊娠中絶を行うことができない。
第二十條を次のように改める。
（優生結婚相談所）
第二十條 優生保護の見地から結婚の相談に應じ、遺傳その他優生保護上必要の知識の普及向上を図るとともに、受胎調節に関する適正な方法の普及指導をするため、優生結婚相談所を設置する。
第二十八條中「優生手術」を「生殖を不能にすることを目的として手術又はレントゲン照射」に改める。
第三十三條中「違反して、優生手術を行った者」を「違反した者」に改め、別表を削る。
第一次改正法律附則
この法律は、公布の日から施行する。
四月三十日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、厚生省薬務局存置に関する請願（五通）（第七百七十三号）
一、厚生省薬務局存置に関する請願（第七百七十四号）
一、国立病院に特別会計制実施反対に関する請願（第七百八十九号）
一、厚生省公衆衛生、予防局存置等に関する請願（第八百三十三号）
一、朝日連峰、出羽三山、鳥海山一帯及び庄内海岸を国立公園に指定の請願（第八百四十四号）
一、厚生省薬務局存置に関する請願（三通）（第八百四十九号）
一、療養行為取締に関する請願（第八百二十四号）
一、優生保護法中一部改正に関する請願（第八百三十四号）
一、保育施設増設等に関する請願（第八百三十五号）
一、国立病院に特別会計制実施反対の請願（第八百四十号）
一、船員失業保険引下げに関する請願（第八百五十八号）
一、国民健康保険法中一部改正等に関する陳情（一通）（第三百三十一号）
一、東京都和田倉門國民公園予定地一部使用許可に関する陳情（第三百三十二号）
一、厚生省薬務局存置に関する陳情（三通）（第三百三十三号）
第七百七十三号 昭和二十四年四月十六日受理
厚生省薬務局存置に関する請願（五通）
請願者 茨城縣水戸市天王町九〇九 丹重一郎外十三名
紹介議員 今泉 政喜君
國民地位の向上、疾病に対する予防並びに治療、それに要する医薬品の製造及び配給監督等の完べきを期するた

め、藥事行政機構の充実強化が必要であるとき、行政機構刷新の一環として厚生省薬務局の廃止せられることは遺憾にたえないが、從來通りこれを存置せられたいとの請願。
第七百七十四号 昭和二十四年四月十六日受理
厚生省薬務局存置に関する請願
請願者 福島市中町五〇〇 福島縣藥劑師協会の内 大和田英男外二名
紹介議員 榎本萬石君
この請願の趣旨は、第七百七十三号と同じである。
第七百八十九号 昭和二十四年四月十八日受理
国立病院に特別会計制実施反対に関する請願
請願者 千葉縣東葛飾郡行徳町長 赤塚孝道
紹介議員 中西 功君
国立病院は從來生活困窮者、一般勤労者の医療機関としてその使命を達成してきたのであるが、今国会に国立病院に特別会計制を実施する法案を提出されんとしている。若しこの制度が実施されると国立病院は一般大衆の機関としての機能を失つて官利事業化し、國民生活を極度の窮地に陥し入れる虞があるから、國民大衆の唯一の医療機関としてその社会性の保持と社会保障の確立のために、国立病院の特別会計制に反対するとともに国立病院特別会計法案を撤回せられたいとの請願。
第八百三十三号 昭和二十四年四月十八日受理
厚生省公衆衛生、予防局存置等に関する請願

請願者 東京都板谷区原宿三ノ二六六ノ二社団法人日本助産婦保健婦看護婦会協会会長 井上 かつあ
紹介議員 岡本 愛樹君
今回の行政整理に当り、中央、地方ともに医療並びに衛生関係の局部課の一部廃止、または縮小を行うとのことであるが、これは新日本建設の方針と背反する重大問題であるから、（一）中央官廳の機構改革に当つては医療及び公衆衛生関係の局部課の縮小、一部廃止等を絶対に行わぬこと、（二）地方行政機構においては衛生部を独立の部として存続すること、（三）保健所の整備拡充を行うこと、（四）助産婦、看護婦、保健婦等の待遇を新制中学校教員と同等以上に引き上げるとともに開業助産婦に対する課税を軽減する等の措置を講ぜられたいとの請願。
第八百四十四号 昭和二十四年四月十九日受理
朝日連峰、出羽三山、鳥海山一帯及び庄内海岸を国立公園に指定の請願
請願者 山形縣鶴岡市長 加藤 精三外一名
紹介議員 尾形六郎兵衛君
山形縣下の朝日連峰、出羽三山、鳥海山一連の山岳地帯は複雑なる地質、地形と豪雪地帯特有の極めて変化に富み特色ある風物景観を具え、他地域に優る高山植物は、大雪山中部山岳の三國立公園にあるのみであり、著名の神社靈場を併せ有する一大風景地域を成している。加うるに羽越嶺、奥羽本線、陸羽西線等による探勝の便がよく、更に上の山湯の浜湯田川温泉等数多の温泉が附近にあり、また南北四十キロに

及ぶ莊内海隅はつり魚場、海水浴場を形成している等保健上、観光上本地域を國立公園に指定せられたいとの請願。

第八百十九号 昭和二十四年四月十九日受理
厚生省農務局存置に関する請願(三通)
請願者 大阪市東区道修町四ノ二大阪医薬品協会内 流野勇外二名
紹介議員 今泉 政喜君

國民体位の向上、疾病に対する予防並びに治療、それに要する医薬品の製造及び配給監査等の完備を期するため、農事行政機構の充実強化が必要であるとき、行政機構刷新の一環として厚生省農務局の廃止せられることは遺憾にたえないから、従来通りこれを存置せられたいとの請願。

第八百二十四号 昭和二十四年四月十九日受理
療養行為取締に関する請願
請願者 岐阜縣高山市八軒町二ノ三須安外一名
紹介議員 小林 勝馬君

現在各種療養行為による不良療養行為は國民保險衛生上の立場からみればせぬものがある。故に之が対策として、はり、きゅう、あん摩諸問委員會に對し、あん摩、はり、きゅう營業法の違反と認められた場合には審査の上直ちに營業せしめる権限を附與され、併せて療養行為者全部に対する試験の法規を制定されたいとの請願。

第八百三十四号 昭和二十四年四月十九日受理
傷生保護法中一部改正に関する請願
請願者 神戸市生田區楠町四兵衛 康縣医師会内 小川達五郎

昭和二十四年五月十八日

紹介議員 藤森 眞治君
昨年九月より実施されている傷生保護法は、法の実際運用面において支障があり、このままでは有名無実の死法となるから、わが國現下の社會情勢に適應して本法の主旨を生かすため、本法第十三條第一項第二号及び第三号の適用範圍を拡大し、又、同法第十三條の適用手續を簡略にするよう同法を改正されたいとの請願。

第八百三十五号 昭和二十四年四月十九日受理
保育施設増設等の請願
請願者 東京都北多摩郡久留米村六二七 羽仁説子
紹介議員 河崎ナツ君 若木勝蔵君 木下源吉君 岩崎正三郎君 河野正夫君

働く者の生活は日々苦しくなり、家庭に在つて兒童の養育に當る主婦が更に職を求めて、悪い労働條件のもとに身心を消耗する者が多い今日程、保育施設の充実が要求されるときは、ないが、現状は質量ともに要望には遙かに遠く及ばない有様であるから、施設の増設充実のために、兒童福祉法の完全実施に必要な予算の確保及び増額並びに保育施設に対する國庫補助等を講ぜられたいとの請願。

第八百四十号 昭和二十四年四月二十日受理
國立病院に特別会計制實施反對の請願
請願者 千葉縣市川市長 浮谷 竹太郎

紹介議員 中西 功君
この請願の趣旨は、第七百八十九号と同じである。
第八百五十八号 昭和二十四年四月二十一日受理

昭和二十四年五月十九日発行

船員失業保險料引下げに関する請願
請願者 東京都千代田区九ノ内一ノ一船運會理事 渡辺 一良外五名
紹介議員 板谷 順助君

現行の船員失業保險料は、現下の海運經營並びに船員生活の窮乏した実情よりみて極めて高額であつて、負担にたえ得ないから、船員の特殊性と日本海運再建のために、船員失業保險料率を現行の千分の二十二より千分の十六以下に是正せられたいとの請願。

第三百三十一号 昭和二十四年四月二十日受理
國民健康保險法中一部改正等に関する陳情(一通)
陳情者 滋賀縣津島郡白石町長 薄上次郎外十二名

社會保障制度の確立は、憲法第二十五條の趣旨を実現するため緊急な施策であり、このために最も重要なことは國民健康保險制度の強化である。しかして、國民の医療難が益々深刻化の一途にある現在において、國民大衆に現代医療の均等な機会を與えるため、國民健康保險法の一部を改正されて、(一)國民健康保險制度の強化、(二)國及び都道府縣町村の負担割合の合理的改正、(三)國民健康保險都道府縣連合會の事務費に対する負担金の交付、(四)改正法案第四十六條の條件緩和等について必要な措置を採られたいとの陳情。

第三百三十二号 昭和二十四年四月二十日受理
東京都和田倉國民公園予定地一部使用許可に関する陳情
陳情者 東京都港区赤坂區南坂町二十四ジヤパン、デベロプメン

ト、ユーレイシヨン株式會社
取締役 中西伸次
観光客及び商用外人を誘致して、外貨獲得を圖り併せて観光事業の發展に資することは、經濟自立のため極めて重要であるから、米國の有力な出資及び協力を得て、米國式ホテル並びに附屬店舗を建設するため、國民公園予定地の一部である東京都千代田区和田倉門元法制局等隣地約三千五百坪の長期使用を許可せられたいとの陳情。

第三百三十三号 昭和二十四年四月二十日受理
厚生省農務局存置に関する陳情(三通)
陳情者 大阪市東区道修町二ノ一六医薬品販賣業者協會大阪府支部内 小西兵衛外二名

國民体位の向上、疾病に対する予防並びに治療、それに要する医薬品の製造及び配給監査等の完備を期するため、農事行政機構の充実強化が必要であるとき、行政機構刷新の一環として厚生省農務局の廃止せられることは遺憾にたえないから、従来通りこれを存置せられたいとの陳情。

五月四日本委員會に左の事件を付託された。
一、國立身体障害者更生指導所設置法案
國立身体障害者更生指導所設置法案
(設置)
第一條 身体障害者の更生を指導するため、厚生省に國立身体障害者更生指導所を設置する。
(業務)
第二條 國立身体障害者更生指導所

は、左の業務を行うものとする。
一、身体障害者の相談に應じ、医学的、心理学的及び職能的判定に基づき、社會的更生の方途を指導すること。
二、身体障害者を收容し、医学的、管理的の下に生活指導及び作業訓練を行うこと。
三、前項に規定する業務の外、厚生大臣は、必要があると認めるときは、労働大臣と協議の上、國立身体障害者更生指導所をして、労働大臣の委託を受けて職業補導を行わせることができる。

第三條 國立身体障害者更生指導所に、身体障害者の福祉のための事業に従事する者の養成施設を附置することができる。
(所長、所員等)
第三條 國立身体障害者更生指導所に、所長及び所員を置く。
二、所長及び所員は、厚生事務官又は厚生教官のうちから、厚生大臣が命ずる。
三、所長は、厚生大臣の指揮監督を受けて、所務を掌理する。
四、所員は、所長の監督を受けて、所務をつかさどる。
五、國立身体障害者更生指導所には、第一項に規定するものの外、必要な職員を置くことができる。
(命令の委任)
第四條 國立身体障害者更生指導所の位置、名称、内部組織その他運営について必要な事項は、厚生省令で定める。
附則
この法律は、昭和二十四年十月一日から施行する。

參議院事務局